

## 船員法施行規則第3条の16の船舶を定める告示（平成16年国土交通省告示776号）の一部改正について

平成21年5月  
海事局 運航労務課

### 1. 改正の背景

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の16は、船舶設備規程（昭和9年2月1日逓信省令第6号）第146条の29に定める船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）を備える船舶の船長に、航行中におけるAISの常時作動を義務付けているものですが、航海の目的、態様、運航体制等を勘案して、国土交通大臣が告示で定める船舶に該当する場合等については、常時作動義務を適用除外としています。

しかしながら、船員法施行規則第3条の16の船舶を定める告示（平成16年国土交通省告示第766号。以下「告示」という。）により定められている当該船舶には、都道府県の漁業取締船が含まれておらず、近年、AIS受信機のみを備置する小型漁船の増加により、漁業取締船の動静が察知され、漁業取締りの効果が低下しているため、都道府県の漁業取締船に対してAIS常時作動義務を適用除外とするべく、所要の改正を検討しています。

### 2. 改正の概要

告示で定める船舶に、都道府県の船舶であって、漁業の取締りの業務に従事するものを追加する。

### 3. 今後の予定

公 布： 平成21年7月中  
施 行： 公布日